

## 目黒区学校教育施設整備基金（仮称）の創設について

### 1 基金創設の経緯

以下の（１）、（２）の観点から、学校施設の環境整備に係る基金（「目黒区学校教育施設整備基金（仮称）」という。）を創設するものである。

#### （１）学校施設の環境整備の現状

目黒区教育委員会では、平成29年3月に改定した「めぐろ学校教育プラン」に基づき、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学習環境や生活環境の整備に努めているところである。しかし、多くの学校施設は老朽化が進み、長寿命化対策を含めた大規模改修や改築等を計画的に進めていくことが急務となっている。

しかし、現在行っている東山小学校の改築工事を鑑みると、学校施設の大規模改修や改築等には膨大な経費を要することとなるため、たとえ計画的な取り組みであっても、歳入減などの財政状況によっては実施が難しい場合もある。

#### （２）上目黒小学校国庫納付金相当額の基金積立て

上目黒小学校は、これまでに大規模改修工事や耐震補強工事時に国庫補助を受けて整備を行っているところ、本年4月に開園した小学校内認可保育所（アスク上目黒保育園）の建物箇所については、区と事業者間で有償による定期建物賃貸借契約を締結して保育所としての使用に供している。

学校の用途以外の目的で有償貸与した場合には、国庫補助相当額を国へ返納する必要が生じる。ただし、学校施設整備のための基金を設置し、納付すべき額を積み立てる場合、国庫納付金は免除される。

### 2 基金の目的

指定寄付金等を積み立てて、「めぐろ学校教育プラン」の取組の方向⑦「快適な学校環境の整備」に活用するための基金とする。

### 3 基金の積立

次の資金を、基金に積み立てる。

- （１）区民等からの「快適な学校環境の整備」の推進施策への指定寄付金
- （２）公立学校施設整備国庫納付金相当額

### 4 基金の管理

寄付金を積み立てる基金の管理は、教育委員会事務局学校施設計画課で行う。

5 今後の予定

平成29年 9月 第三回定例会 基金条例(案)提案  
10月 1日 施行・ホームページ等で周知

以 上